



熊本県公報

第11988号

平成23年3月1日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	1
○宇城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更の許可	(市町村総室)	2
○御船都市計画下水道事業御船公共下水道事業計画の変更	(下水環境課)	2
○道路の供用開始	(道路保全課)	2
○道路の供用開始	(〃)	2
公 告		
○平成23年二級建築士試験実施公告	(建築課)	3
○平成23年木造建築士試験実施公告	(〃)	3
○道路の位置指定の公告	(〃)	4
○道路の位置指定の公告	(〃)	5
○平成23年度前期技能検定の実施	(産業人材育成課)	5
○技能実習制度に係る平成23年度技能検定の実施	(〃)	7
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見	(商工振興金融課)	8
○換地処分	(農村整備課)	9
○熊本県青年農業者等育成センターの指定	(担い手・企業参入支援課)	9
○換地処分	(農村整備課)	9
○換地処分	(〃)	9
○県営土地改良事業計画の変更	(農業計画・技術管理課)	9
登 載 依 頼		
○平成22年度宇城地域保健医療推進協議会の開催	(宇城地域保健医療推進協議会)	10
○平成22年度菊池地域保健医療推進協議会の開催	(菊池地域保健医療推進協議会)	10
○第6回くまもと未来会議の開催	(くまもと未来会議)	11
○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲	(労働委員会)	11
正 誤		
○平成17年4月13日熊本県告示第460号(屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定)中	(都市計画課)	11

告 示

熊本県告示第218号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町久連子字日當96番107(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日當96番107(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第219号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成23年2月2日付けで宇城広域連合長から申請のあった宇城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更を平成23年2月21日付けで許可した。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年2月21日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| 1 施行者の名称 | 御船町 |
| 2 都市計画事業の種類及び名称 | 御船都市計画下水道事業 御船公共下水道 |
| 3 事業計画 | |
| (1) 収用の部分 | 変更なし。 |
| (2) 使用の部分 | 変更なし。 |
| (3) 事業施行期間 | 昭和54年12月2日から平成26年3月31日まで |

熊本県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月1日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	植木河内港線	熊本市河内町東門寺 283番地先から 同所 187番1地先まで	487.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

- 2 供用を開始する期日 平成23年3月1日

熊本県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月1日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市久原字本靈仙 5280番1地先から 同所 5266番1地先まで	33.5	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

- 2 供用を開始する期日 平成23年3月1日

公 告

熊本県公告第98号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成23年二級建築士試験を次のように実施する。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験期日及び日程

(1) 学科の試験

平成23年7月3日（日） 午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成23年9月11日（日） 午前11時30分から午後4時まで

2 試験地

熊本市（試験場所については、後日、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）及び受験要領でお知らせします。）

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

(ア) 期間 平成23年4月1日（金）から平成23年4月7日（木）まで
(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込

ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間

(ア) 社団法人熊本県建築士会2階会議室 熊本市神水一丁目3番7号
a 期間 平成23年4月11日（月）から平成23年4月15日（金）まで
b 時間 午前10時から午後4時まで

(イ) 熊本県天草地域振興局第3会議室 天草市今釜新町3530番地

a 期間 平成23年4月11日（月）及び平成23年4月12日（火）
b 時間 午前10時から午後4時まで

イ 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成21年又は平成22年に行った試験の「学科の試験」（住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書を添付することにより行う。

ウ 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、原則として上記アの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。

4 合格者の発表及び合否の通知

(1) 学科の試験

平成23年8月23日（火）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 設計製図の試験

平成23年12月1日（木）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター等に掲示する。

6 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成23年6月8日（水）ごろから財団法人建築技術教育普及センター及び社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第99号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成23年木造建築士試験を次のように実施する。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日及び日程
 - (1) 学科の試験
平成23年7月24日(日) 午前10時から午後5時10分まで
 - (2) 設計製図の試験
平成23年10月9日(日) 午前11時30分から午後4時まで
- 2 試験地
熊本市(試験場所については、後日、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)及び受験要領でお知らせします。)
- 3 受験申込手続
 - (1) インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間及び受付時間
(ア) 期間 平成23年4月1日(金)から平成23年4月7日(木)まで
(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
 - イ 受験申込方法
財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。
 - (2) 受付場所における受験申込
 - ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間
 - (ア) 社団法人熊本県建築士会2階会議室 熊本市神水一丁目3番7号
 - a 期間 平成23年4月11日(月)から平成23年4月15日(金)まで
 - b 時間 午前10時から午後4時まで
 - (イ) 熊本県天草地域振興局第3会議室 天草市今釜新町3530番地
 - a 期間 平成23年4月11日(月)及び平成23年4月12日(火)
 - b 時間 午前10時から午後4時まで
 - イ 「学科の試験」の免除の申請
「学科の試験」の免除の申請は、平成21年又は平成22年に行った試験の「学科の試験」(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものも含む。)の合格通知書を添付することにより行う。
 - ウ 受験申込書の受付
受験申込書の受付は、原則として上記アの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。
 - 4 合格者の発表及び合否の通知
 - (1) 学科の試験
平成23年9月6日(火)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 - (2) 設計製図の試験
平成23年12月1日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 - 5 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
 - 6 その他
 - (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成23年6月8日(水)ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
 - (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第100号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 上益城郡御船町大字小坂1733
- 2 築造者の氏名 渡邊澄子
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字小坂字居屋敷1733番4、同1743番2及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 33.06メートル
- 6 指定年月日 平成23年2月9日

7 指定番号 熊本県指令上益城景建第62号

熊本県公告第101号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 玉名市立願寺571番地2
 2 築造者の氏名 高木孝英
 3 道路の位置 玉名市築地字四十九1581番4
 4 道路の幅員 4.00メートル
 5 道路の延長 17.31メートル
 6 指定年月日 平成23年2月15日
 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第49号

熊本県公告第102号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成23年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 実施職種

- (1) 1級及び2級
 造園、金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、布はく縫製（ワイヤシャツ製造に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事及びシーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、フラワー装飾
- (2) 単一等級
 金属研磨仕上げ
- (3) 3級
 園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、フラワー装飾

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

等級	検定実施職種	手数料の額
1級 及び 2級	造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、フラワー装飾	16,500円
単一等級	金属研磨仕上げ	16,500円

3級	園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、フラー装飾	16,500円 (11,000円)
----	---------------------------------	----------------------

かっこ書きの手数料は、熊本県手数料条例別表第20に定める在校生等が受検する場合に適用する。

イ 実施期日 実技試験は、平成23年6月6日から平成23年9月11日までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験の問題は、平成23年5月31日に熊本県職業能力開発協会で公表する。

(2) 学科試験 ア 学科試験の手数料 3,100円
イ 実施期日

等級	検定職種	実施年月日
3級	園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、フラー装飾	平成23年7月24日
1級及び2級	造園、金属熱処理、金属プレス加工、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成23年8月21日
1級及び2級	機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工	平成23年8月28日
1級及び2級	放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラー装飾	平成23年9月4日
単一等級	金属研磨仕上げ	平成23年9月4日

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）を(2)の提出先に提出すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会

熊本県上益城郡益城町田原2081-10電子応用機械技術研究所内

電話 096-285-5818

(3) 受付期間

平成23年4月11日から平成23年4月20日まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で交付する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、郵送による申請書は、平成23年4月20日までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ イの場合において、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

6 合格発表

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成23年9月30日以降（平成23年7月24日に学科試験を実施する職

種については平成23年8月26日以降)に書面で通知する。

(2) 技能検定の合格者は、平成23年9月30日(平成23年7月24日に学科試験を実施する職種については平成23年8月26日)に熊本県庁行政棟本館1階ロビーの掲示板及び熊本県ホームページにおいて受検番号を掲示又は記載する。

(3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣、2級及び3級については熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から1級技能士章、単一等級技能士章、2級技能士章、3級技能士章がそれぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第103号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、技能実習制度に係る平成23年度技能検定を次のとおり実施する。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造、銅合金鋳物鋳造及び軽合金鋳物鋳造に係るものに限る。)、鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。)、機械加工(普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工(構造物鉄工に係るものに限る。)、建築板金(ダクト板金に係るものに限る。)、工場板金(機械板金に係るものに限る。)、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。)、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色(糸浸染及び織物・ニット浸染に係るものに限る。)、ニット製品製造(丸編みニット製造及び靴下製造に係るものに限る。)、紳士服製造(紳士既製服製造に係るものに限る。)、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造に係るものに限る。)、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形(手積み積層成形に係るものに限る。)、石材施工(石材加工及び石張りに係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立てに係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装(壁装に係るものに限る。)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。)、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造、銅合金鋳物鋳造及び軽合金鋳物鋳造に係るものに限る。)、鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。)、機械加工(旋盤及びフライス盤に係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工(構造物鉄工に係るものに限る。)、建築板金(ダクト板金に係るものに限る。)、工場板金(機械板金に係るものに限る。)、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。)、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色(糸浸染及び織物・ニット浸染に係るものに限る。)、ニット製品製造(丸編みニット製造及び靴下製造に係るものに限る。)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造に係るものに限る。)、紳士服製造(紳士既製服製造に係るものに限る。)、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製作に係るものに限る。)、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形(手積み積層成形に係るものに限る。)、石材施工(石材加工及び石張りに係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、コンクリート圧送施工、防水施工(シーリング防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装(壁装に係るものに限る。)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。)

- 工業包装
- 2 受検資格
技能実習制度に係る3級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。
- 3 試験の方法
実技試験及び学科試験
- 4 技能検定試験の手数料及び実施期日等
- (1) 実技試験
 - ア 実技試験の手数料 16,500円
 - イ 実技試験の実施期日 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
 - ウ 実技試験の実施場所 実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
 - エ 実技試験問題の公表 問題は、受検申請者宛送付する。
 - (2) 学科試験
 - ア 学科試験の手数料 3,100円
 - イ 学科試験の実施期日 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
 - ウ 学科試験の実施場所 実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- 5 受検申請の手続
- (1) 提出書類
技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）を(2)の提出先に提出すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。
 - (2) 提出先
熊本県職業能力開発協会
熊本県上益城郡益城町田原2081-10電子応用機械技術研究所内
電話 096-285-5818
 - (3) 受付期間
実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ2週間前まで
 - (4) 受検申請に関する注意等
 - ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で交付する。
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。
 - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
 - ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 6 手数料の納付方法等
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 7 合格発表
- (1) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。
 - (2) 技能検定合格証書の交付
3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には、熊本県知事の合格証書を交付する。
- 8 その他
技能実習制度に係る技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第104号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成22年9月17日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ坪井店

熊本市内坪井町109番1ほか
2 熊本市の意見の概要

- (1) 敷地境界の予測1地点で規制基準を超える騒音レベルが予測されているが、騒音規制法第5条及び熊本県生活環境の保全等に関する条例第43条による規制基準の遵守義務規定があり、同基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれた場合、改善勧告・命令の対象となる。
- (2) 申請地に隣接する法定外公共物（道路）については、境界が未確定であるため、関係地権者と立会いを行うなどの境界確定作業を行い、施工されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成23年3月1日から平成23年4月1日まで

熊本県公告第105号

県営羊角湾周辺2期地区（深海前田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第106号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条第1項の規定により財団法人熊本県農業公社を熊本県青年農業者等育成センターに指定したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 名称 熊本県青年農業者等育成センター

2 住所 熊本市水前寺六丁目18番1号

3 事務所の所在地 熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県公告第107号

県営菊池東部地区（原本村工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第108号

県営菊池東部地区（長田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第109号

県営上益城中央2期地区（水越工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第110号

県営菊池東部地区（上原工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第111号

県営菊池東部地区（柿木平工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営御領南地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において

準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成23年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営御領南地区土地改良事業（農業用用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年3月2日から平成23年3月30日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

登載依頼

宇城地域保健医療推進協議会公告第1号

平成22年度宇城地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成23年3月1日

宇城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成23年3月16日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 場所
熊本県宇城総合庁舎 3階大会議室
- 3 議題
 - (1) 第5次宇城地域保健医療計画の取組状況について
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行き、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇城市松橋町久具400-1
宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務企画課）
(電話0964-32-2416)

菊池地域保健医療推進協議会公告第1号

平成22年度菊池地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は次のとおり。

平成23年3月1日

菊池地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成23年3月17日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 場所
菊池市隈府1272-10
熊本県菊池地域振興局 別館2階大会議室
- 3 議題
 - (1) 救急医療専門部会報告について
 - (2) 第5次菊池地域保健医療計画の進捗状況について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手續は、先着順で行き、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
菊池市隈府1272-10
菊池地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県菊池保健所総務企画課)
(電話0968-25-4156)

くまもと未来会議第6号

第6回くまもと未来会議を、次のとおり開催する。

平成23年3月1日

くまもと未来会議議長
熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 日時
平成23年3月18日（金）
午後3時30分から午後5時30分まで
- 2 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 地下大会議室
- 3 テーマ
「新幹線時代の幕開け～これからの熊本の未来～」
- 4 傍聴募集人数
100人程度
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴の受付は、事前申込みを優先する。
(2) 当日、残席があれば、先着順で傍聴を受け付け、定員になり次第終了する。
(3) 当日の受付は、午後3時から午後3時30分まで当該会議の会場において行う。
- 6 傍聴の事前申込み方法
事前申込みについては、以下の方法により、住所、氏名、電話番号を知らせること。
なお、事前申込みは3月17日（木）午後5時までとする。
(1) 電話 096-333-2019
(2) ファックス 096-382-4066
(3) 電子メール kikaku@pref.kumamoto.lg.jp
- 7 事前申込み先及び問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県企画振興部企画課
電話 096-333-2019

熊本県労働委員会告示第1号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成23年2月17日に認定したので、次のとおり告示する。

平成23年3月1日

熊本県労働委員会 会長 石橋 洋

国保水俣市立総合医療センターの職員が結成し、又は加入する水俣市立総合医療センター労働組合については、当該病院の職員のうち次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
国保水俣市立総合医療センター	院長、副院長、事務部長、看護部長、副看護部長、薬剤科長、臨床検査科長、放射線技術科長、リハビリテーション技術科長、栄養科長、診療情報管理科長、事務部次長、総務課長、医事課長、総務課長補佐（人事担当）、総務係長（人事担当）

正 誤

平成17年4月13日熊本県告示第460号（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	34	市道三丁線	市道3丁線